⑸　Delivery place : To be specified later
⑹　Time limit for tender : 11 : 00 AM 9 April 2026
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by Japan Post Holdings Co., Ltd. For participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment
⑻　Contact point for the notice : HARA Tsutomu, General Affairs Department Procurement Office, Department, Japan Post Holdings Co., Ltd, 2―3―1 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100―8791 Japan TEL 03―3477―0107

○第２号（№２）

１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入品名及び数量
　ＪＰ西センターで使用する電気　3,769,258キロワット時／年（予定）
⑶から⑸　第１号の１⑶から⑸に同じ。
⑹　入札・開札の日時及び場所　令和８年４月17日（午前）11時00分　日本郵政株式会社電子入札システム
２から５　第１号の２から５に同じ。
６　Summary
⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹, ⑺ and ⑻　The same with the notice above (No. 1)
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity used in JPIWC About 3,769,258kWh／year

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本工事に係る落札決定及び契約締結については、当該工事に係る令和８年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。
令和８年２月17日
支出負担行為担当官
　沖縄総合事務局開発建設部長　山本　大志

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　令和８年度石垣港（新港地区）防波堤（外）築造工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　石垣港新港地区
⑷　工事内容　共通工、構造物撤去工、基礎工、本体工（ケーソン式）、被覆・根固工、上部工、消波工、測量業務
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年３月23日まで
⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⑿　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⒀　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が２競争参加資格に定める同種工事（沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関係に限る））の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。
⒁　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⒂　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。
⒃　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。
⒄　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
⒅　本工事は、令和６年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。
⒆　本工事は、発注者が本工事の積算に必要な歩掛の一部について見積りを求める工事であり、見積書の提出は、入札説明書交付時に別途配布する見積提出様式により、申請書提出時に併せて電子入札システムで提出すること。また、見積りを求めた歩掛については、申請書及び歩掛見積り提出期限までに申請書及び歩掛見積りを提出した者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより公表する工事である。
⒇　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
　なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
(21)　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。
(22)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
(23)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。